



平成 29 年 6 月 29 日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス
(コード: 3156 東証第一部)
代表者名: 代表取締役社長 福寿 幸男
問合せ先: グループ執行役員
経営企画部門長 大澤 剛
(TEL: 03-3491-6575)

第 8 期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出を行うことを決議し、提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第 8 期有価証券報告書 (自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 6 月 30 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 7 月 31 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 29 年 5 月 10 日付「平成 29 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、当社連結子会社である UKC ELECTRONICS (H. K.) CO., LTD. (以下、「UKC 香港」という) における前渡金等の資産の評価について精査が必要となることが判明しました。

このため、当社は、当該前渡金等の回収可能性の確認のため、社内調査を開始しました。

しかしながら、平成 29 年 5 月 30 日付「第三者委員会の設置及び平成 29 年 3 月期決算発表の再延期に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、特定取引先に対する前渡金の調査を進める過程で、一部の前渡金に関連した売掛金回収に対する疑義が高まったことから、本件の事実関係の調査、全容・原因究明、本件が当社の業績に及ぼす影響の把握、有効な再発防止策の提言等を目的とし、当社と利害を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することといたしました。

このような状況を受け、第三者委員会は、現在においても調査を継続中です。当社及びUKC 香港は、これまで第三者委員会の調査に全面的に協力しておりますが、同調査には引き続き相応の時間が必要であり、また、調査結果を踏まえた会計監査人による追加的な監査手続にも相当の時間が必要なことから、監査報告

書の受領は、第8期有価証券報告書の提出期限（平成29年6月30日）に間に合わない見込です。

従って、当社は、第8期有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

なお、本件調査の一環として、平成29年3月30日付「当社子会社による香港 Quatius Limited の転換社債取得に関するお知らせ」で公表いたしました Quatius Limited の転換社債に係る中国における物上担保について、その契約の実効性及び担保価値の精査を行っておりますことを付記いたします。

また、第三者委員会による調査報告は、平成29年7月下旬を目途に受領する見込ではありますが、並行して当社の決算作業を進めてまいります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

また、提出期限延長に関する申請が承認された場合、その提出期限である平成29年7月31日までに、第8期有価証券報告書の提出、平成29年3月期決算短信の開示、加えて、第三者委員会の調査結果に基づき訂正が必要と判断された場合、過年度有価証券報告書等及び過年度決算短信等の提出・開示を完了させる予定であります。

なお、4.でも触れました通り、第三者委員会による調査報告については、平成29年7月下旬を目途に取りまとめられ、当社取締役会に報告される見込です。また、第三者委員会が調査等の目的達成の観点から支障が生じないと許容する範囲に限り、正式な調査報告を受領するまでに、決算の確定に必要な情報を第三者委員会より事前にいただくことで、当社の決算作業及び会計監査人による監査等は並行して行われる予定です。

このたびは、有価証券報告書の提出、決算短信の開示、ならびに株主総会の開催について遅延が生じていることにより、株主・投資家をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて衷心より深くお詫び申し上げます。

以上